

別紙：監査法人のガバナンス・コードの適用状況

原則 1 監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

No.	指針	対応状況
1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	当監査法人では、統轄代表社員が品質管理システムに関する最終的な責任及び説明責任を負い、監査品質を最優先とする方針を明確にしております。統轄代表社員は、事務所ガバナンス方針に基づき、年 2 回、監査品質、職業倫理及び職業的専門家としての懐疑心の重要性に関するメッセージを代表社員・職員に発信しております。 また、品質管理規程、RCM その他の関連規程を少なくとも年 1 回及び重要な変化が生じた都度見直し、社員会及び品質管理委員会を通じて品質管理システムを整備・運用しております。 Ⅰ 1. 経営方針及び監査品質向上に向けた取組みを参照のこと。
1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	当監査法人は、「知識」「意識」「組織」の 3 識向上を理念及び行動指針として掲げております。すべての代表社員・職員が、最新の会計・監査に関する知識を習得し、高い職業倫理及び法令遵守の意識を保持するとともに、互いを尊重して組織的に監査品質の向上に取り組むことを共通の価値観としております。 Ⅰ 1. 経営方針及び監査品質向上に向けた取組みを参照のこと。
1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	当監査法人は、2026 年 3月31 日現在、代表社員 9 名、専門職員 12 名及び事務スタッフ 2 名の合計 23 名で構成されております。小規模組織の特性を生かし、代表社員と職員との直接的なコミュニケーションを重視しております。 代表社員及び職員の評価では、業績又は収益への貢献よりも監査品質を優先し、職業的懐疑心の発揮、品質管理への貢献、研修履修状況等を評価しております。また、CPD の履修及び事務所が指定する研修を通じて、職業的専門家としての能力の維持・向上を図っております。 Ⅱ 3. 人的基盤 ②採用、評価、選任を参照のこと。
1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	当監査法人では代表社員や職員の研修、品質管理活動を通じて、最新の会計、監査基準の知識を共有しながら監査業務を実施しております。また、定期的に代表社員とスタッフとのコミュニケーションを行うことで、開放的な組織文

別紙：監査法人のガバナンス・コードの適用状況

		化、風土の醸成に努めております。
1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。	当監査法人は、非監査業務を受嘱する場合には、業務の内容、監査業務との関係、利益相反及び独立性に対する阻害要因を事前に評価し、必要な措置を講じた上で受嘱の可否を決定する方針としております。なお、2026年3月期における非監査証明業務の売上高はありません。 独立性については、毎年12月末を基準としてすべての構成員から確認書を入手しております。また、新規契約の締結時及び独立性に影響する事情が生じた場合には、その都度独立性に関する確認を実施しております。 兼業・副業は、監査に留まらない幅広い経験と知識を得る機会と捉えることができます。そのため事前承認を前提としつつ、独立性、利益相反、守秘義務、監査業務に必要な時間の確保等に支障がないことを確認できた場合にのみ認めております。
1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。	2026年3月31日現在及び本報告書の公表日現在、当監査法人は、グローバルネットワークに加入しておらず、他の監査法人等との包括的な業務提携によるグループ経営も行っておりません。

別紙：監査法人のガバナンス・コードの適用状況

原則 2 監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。

No.	指針	対応状況
2-1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	当監査法人は、経営上の重要事項を審議・決定する最高意思決定機関として社員会を設置し、社員会が選任した統轄代表社員が、法人運営及び品質管理システムに関する最終的な責任及び説明責任を負っております。また、品質管理責任者を指名するとともに、代表社員で構成する品質管理委員会を設置し、品質管理システムの整備及び運用、職業倫理及び独立性、人的資源、情報セキュリティ、モニタリング及び改善等について役割を分担しております。重要事項については社員会に報告し、必要な協議及び意思決定を行うことにより、統轄代表社員の責任の下で組織的に運営する体制を整えております。 Ⅱ 1. 組織・ガバナンス基盤を参照のこと。
2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。 ①監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 ②監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備	①当監査法人では、監査業務の社会的影響、複雑性及びリスクに応じて、代表社員で構成する審査委員会又は特定の審査担当者が、監査チームの重要な判断及び到達した結論を客観的に評価しております。また、審査委員会の構成員又は審査担当者に求められる経験、能力その他の適格性要件を審査規程に定め、審査を行う者が必要な適格性及び能力を有していることを確認しております。 Ⅱ 2. 品質管理基盤 ④品質管理体制（イ）審査体制を参照のこと。 ②監査計画の審査情報に、被監査会社の業界の経済環境やその動向、監査を行う際の監査リスクの認識、経営者との監査上の問題を議論した結果等に関する情報が記載されます。審査委員会においては、その認識や情報交換が適切なものであるかの審査を行っております。 Ⅱ 2. 品質管理基盤 ④品質管理体制（イ）審査体制

別紙：監査法人のガバナンス・コードの適用状況

	③法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 ④監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのＩＴ基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備	を参照のこと。 ③代表社員や職員の能力や業績を適切に評価することはその士気を高めるための重要な業務であると認識しているため、当監査法人では社員及び職員の人事評価に関する社員・職員評価規程を定め、当該規程に従い、統轄代表社員や代表社員が人事考課を行っております。 Ⅱ 3. 人的基盤 ②採用、評価、選任を参照のこと。 ④ＩＴ技術を監査に有効に生かすため、情報セキュリティ分科会でその適用について検討しております。現時点においては監査調書の電子化や、Microsoft 365 の SharePoint Online 等のクラウドサービスを利用しております。 Ⅱ 4. IT 基盤を参照のこと。
2-3	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	代表社員は経営機関の構成員として重要な役割と機能を持っているためその選任の適格性を定め、当該機能を果たせるよう選任を行っております。 Ⅱ 3. 人的基盤 ④代表社員及び専門職員の経験を参照のこと。

原則3 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

No.	指針	対応状況
3-1	監査法人は、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	当監査法人は、小規模監査法人であり、代表社員間の直接的かつ機動的なコミュニケーションによって経営機能の実効性を確保できると判断しているため、独立した監督・評価機関は設置していません。 一方、独立性を有する第三者の知見を活用することの有益性を認識し、経営機能及び組織的な運営の実効性の向上に資する助言・評価を受けるため、独立性を有する外部有識者を選任しております。 Ⅱ 1. 組織・ガバナンス基盤を参照のこと。
3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	当監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で客観的な助言及び評価を行うことができる知識、経験及び見識を有し、当監査法人及び関与先との間に独立性を損なう関係を有しない者を、社員会の承認により外部有識者として選任しております。 外部有識者には、経営機能及び組織的な運営の実効性、監査品質、人事・報酬、内部及び外部からの通報等について、独立した立場から助言・評価を行うことを期待しております。
3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである ①経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ②組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ③経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ④法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ⑤内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ⑥被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	独立性を有する外部有識者から、主として次の事項について、適宜助言又は評価を受ける体制になっております。 ①経営機能の実効性向上 ②組織的な運営の実効性 ③経営機能を担う者及び独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ④人材育成、人事管理・評価及び報酬に関する方針 ⑤内部及び外部からの通報に関する方針、調査及び活用状況 ⑥関与先、株主その他の資本市場参加者等との意見交換
3-4	監査法人は、監督・評価機関等がその機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切	外部有識者がその役割を実効的に果たせるよう、当監査法人の組織・業務、品質管理システムの評価結果、モニタリング及び外部の検証の結果、人事・報酬、通報の

別紙：監査法人のガバナンス・コードの適用状況

	に必要な情報が提供され、業務遂行にあたっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	状況その他必要な情報を適時に提供する体制を整えております。
--	---	-------------------------------

別紙：監査法人のガバナンス・コードの適用状況

原則4 監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

No.	指針	対応状況
4-1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	当監査法人は、品質管理委員会を定期的に開催し、監査現場から報告された重要事項、法令及び基準等の改正、モニタリング及び外部の検証の結果等を共有し、RCM、関連規程及び業務手続の見直しに活用しております。 統轄代表社員及び品質管理責任者の方針は、社内会議、研修、メール等を通じて代表社員・職員に伝達するとともに、代表社員・職員からの意見や懸念事項を社員会及び品質管理委員会に報告できる体制を整えております。 Ⅱ 2. 品質管理基盤 ④品質管理体制を参照のこと。
4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	当監査法人は、社員・職員評価規程を定め、業績又は収益への貢献よりも監査品質を優先して評価しております。評価に当たっては、職業的懐疑心の保持・発揮、職業倫理及び独立性、品質管理規程の遵守、監査業務の実施状況、研修の履修状況、モニタリング及び外部の検証の結果並びに品質改善への貢献等を考慮しております。 また、年間 40 単位以上の CPD 及び事務所が指定する必須研修の履修状況を確認しております。 Ⅱ 3. 人的基盤 ②採用、評価、選任を参照のこと。
4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 ① 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ②法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ③法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や	監査チームの編成に当たっては、業務の内容、複雑性及び品質リスクに応じ、各構成員の適性、能力、経験、稼働可能時間及び独立性を考慮しております。また、代表社員及び常勤職員による十分な関与を確保し、非常勤職員への過度な依存が生じないよう、監査業務ごとの人員構成及び従事時間を確認しております。 代表社員には監査経験だけでなく事業会社の管理職の経験者が複数名おり、幅広い知見が生かせるよう配慮しております。また独立性に配慮した上で監査周辺業務への取組を認めております。 事業会社、税務、M&A、不動産等の経験を含む多様な

別紙：監査法人のガバナンス・コードの適用状況

	経験を、適正に評価し、計画的に活用すること ④法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	知見を人事評価及びアサインに反映しております。 Ⅱ 3. 人的基盤 ④代表社員及び専門職員の経験及び⑥兼業・副業に関する方針を参照のこと。 CPD、事務所研修及び監査業務を通じて継続的に能力を開発できる環境を整備しております。
4-4	監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	当監査法人では被監査会社の経営者や監査役等と定期的にコミュニケーションを取り、監査リスクや監査で発見された問題点について意見交換し、相互理解が進むよう情報交換を行っております。 Ⅰ 2. 当監査法人の監査の特徴を参照のこと。
4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備し、得られた情報を適切に活用する体制を整えております。また、通報者が不利益を被る危険を懸念することがないような体制を整えております。ホームページ上に通報窓口を設置しており広く情報を収集し、活用する体制を整備しております。 Ⅱ 2 ④（オ）通報制度を参照のこと。

別紙：監査法人のガバナンス・コードの適用状況

原則5 監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

No.	指針	対応状況
5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	当監査法人は、2024 年から、法人の概要、理念・行動指針、ガバナンス、品質管理、人的資源、IT、国際対応及び財務基盤等を記載した「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」及び「監査法人のガバナンス・コードの適用状況」を毎年作成し、日本公認会計士協会のウェブサイトその他の方法により公表しております。 監査品質のマネジメントに関する年次報告書を参照のこと。
5-2	監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。 ①会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 ②法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 ③監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標(AQI:Audit Quality Indicator)又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 ④監査法人における品質管理システムの状況 ⑤経営機関等の構成や役割 ⑥監督・評価機関の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方	①「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」で理念と行動指針を掲げトップの姿勢を明確に宣言しております。 ②上記①の通り行動指針に含めて明示しております。 ③当監査法人の中長期的に目指す姿及び監査品質を維持するための受嘱方針については、本編「Ⅰ 1. 経営方針及び監査品質向上に向けた取組み」に記載しております。また、監査品質の状況を示す情報として、人員構成、監査経験年数、CPD 履修単位、被監査会社数及び報酬依存度等を公表しております。 ④Ⅱ 2. 品質管理基盤 ④品質管理体制を参照のこと。 ⑤「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」で監査法人の組織概要を説明しております。 ⑥独立性を有する第三者の適格性の検討や選任理由等を明示し、社員会で選任しております。

別紙：監査法人のガバナンス・コードの適用状況

	⑦法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応 ⑧監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。） ⑨規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 ⑩特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況 ⑪海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 ⑫監督・評価機関を含め、監査法人が行った監査品質向上に向けた取組みの実効性の評価	⑦非監査業務の範囲と位置づけも明示しております。 ⑧Ⅱ 4. IT 基盤を参照のこと。 ⑨Ⅱ 3. 人的基盤を参照のこと。 ⑩Ⅱ 6. 財務基盤を参照のこと。 ⑪Ⅱ 5. 国際対応基盤を参照のこと。 ⑫当監査法人は、2026 年 3 月 31 日を評価基準日として品質管理システムを評価しました。その結果、品質管理システムの目的の達成に重大な影響を及ぼす不備は識別されませんでした。統轄代表社員は、同日現在、当監査法人の品質管理システムは、その目的が達成されているという合理的な保証を当監査法人に提供していると結論付けました。詳細は、本編「Ⅱ 2. 品質管理基盤」を参照のこと。
5-3	グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。 ①グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 ②グローバルネットワークへの加盟やグループ経営	2026 年 3 月 31 日現在及び本報告書の公表日現在、当監査法人は、グローバルネットワークに加入しておらず、他の法人等との包括的な業務提携によるグループ経営も行っていないため、該当事項はありません。

別紙：監査法人のガバナンス・コードの適用状況

	を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。） ③会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 ④会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要	
5-4	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	当監査法人は、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」及び「監査法人のガバナンス・コードの適用状況」を公表するとともに、これらに関与先の監査役等とのコミュニケーションにも活用しております。関与先、監査役等その他の利害関係者から得た意見は、社員会及び品質管理委員会で共有し、必要に応じて外部有識者の知見も活用することとして、組織的な運営及び監査品質の改善に反映しております。 Ⅱ 1. 組織・ガバナンス基盤を参照のこと。
5-5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	当監査法人は、毎年3月31日を基準日として品質管理システムを評価するとともに、本原則の適用状況及び監査品質向上に向けた取組みの実効性を少なくとも年1回確認しております。 Ⅱ 2. 品質管理基盤を参照のこと。
5-6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	当監査法人は、関与先及び監査役等との意見交換、外部有識者からの助言、日本公認会計士協会による品質管理レビュー、品質管理システムのモニタリングその他の評価から得られた情報を、RCM、関連規程、研修内容、人員配置及び監査業務の実施方法等の見直しに活用しております。 Ⅱ 2. 品質管理基盤を参照のこと。